

令和7年第2回嬉野市議会臨時会議録

招集年月日	令和7年11月21日				
招集場所	嬉野市議会議場				
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年11月21日 午前10時00分			議長辻 浩一
	閉会	令和7年11月21日 午後0時39分			議長辻 浩一
応(不応)招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名
	1番	水山洋輔	出	9番	宮崎良平
	2番	大串友則	出	10番	川内聖二
	3番	古川英子	出	11番	増田朝子
	4番	阿部愛子	出	12番	森田明彦
	5番	山口卓也	出	13番	芦塚典子
	6番	諸上栄大	出	14番	田中政司
	7番	諸井義人	出	15番	梶原睦也
	8番	山口虎太郎	出	16番	辻 浩一

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	
	副市長	早瀬宏範	統括保健師	
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	山口貴行
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	
	総合戦略推進部長	小野原博	農業政策課長	中村忠太郎
	市民福祉部長	小池和彦	茶業振興課長	岩吉栄治
	産業振興部長	井上章	観光商工課長	志田文彦
	建設部長	馬場敏和	農林整備課長	
	教育部長	筒井八重美	建設課長	
	観光戦略統括監	中野幸史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長		環境下水道課長	
	財政課長	金田正和	教育総務課長	森永智子
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会計課長	
	企画政策課参事		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長		農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	太田長寿		

令和7年第2回嬉野市議会臨時会議事日程

令和7年11月21日（金）

本会議第1日目

午前10時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

報告第12号 専決処分（第5号）の報告について

日程第4 議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案質疑

議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）

日程第6 討論・採決

議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）

午前10時 開会・開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は、令和7年第2回嬉野市議会臨時会に御参集いただきまして御苦労さまです。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に議席番号1番、水山洋輔議員、議席番号2番、大串友則議員、議席番号3番、古川英子議員を指名いたします。

日程第2. 嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日開催された議会運営委員会の協議のとおり、本日1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。御了承ください。

日程第3. 諸般の報告を行います。

報告第12号 専決処分第5号の報告につきましてはお手元に配付しておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆様おはようございます。本日、令和7年第2回嬉野市議会臨時会の開会に当たり、議員皆様の日頃の御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対しての御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの嬉野市議会臨時会におきましては、報告1件、補正予算1件の、合わせて2件について御審議をお願いするものでございます。

議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

歳入歳出にそれぞれ3,631万9,000円を追加し、補正後の予算総額を213億331万2,000円とするものでございます。

主な歳入補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー一分）に係る国庫支出金に3,308万3,000円を計上しております。

なお、財源調整として財政調整基金から323万6,000円の繰入れを行うものです。

歳出補正の主な事業といたしましては、地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー一分）として、うれしの産うまかもん給食支援事業に221万6,000円、嬉野の酒生産安定化支援事業、窯業関連事業者支援事業及び食材価格高騰飲食店応援金事業に2,243万5,000円、未就学児のための図書購入補助事業に639万2,000円、読書活動支援事業に1,008万3,000円、学校給食物価高騰対策事業に108万3,000円の補正などを計上しております。

以上で、今臨時会に提案いたしました議案につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細の内容につきましては担当部長及び担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第61号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第61号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（辻 浩一君）

会議を再開いたします。

日程第5. 議案質疑を行います。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

これより議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）につきまして質疑を行います。

本件につきましては通告のいとまがありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

まず、歳入歳出補正予算事項別明細書の4ページ及び5ページの歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、4ページの歳入につきまして質疑をさせていただきます。

地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）につきましてお尋ねいたします。

まず、歳出で各メニューに振り分けをされておりますが、この各事業には、どのような決定でこの事業が振り分けをされるようになったのか。

あと、重点交付金の使い道として各課ごとに様々なメニューが出されていますが、多く、広く市民の方へ補助する事業等の案というものはなかったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

この臨時交付金の施策決定の過程というようなところだと思います。

まず、今年度につきましては、6月議会のほうで予算措置をお願いしたところです。その都度、国のはうから交付金の限度額等を示される場合がございますので、それに従って、うちの議会の日程と合わせて検討をしているところでございます。

6月議会を経て、その時点で国の動向等もございましたので、特に物価高騰に対する施策については急務だというような話もありましたけれども、国情勢として参議院の選挙だと自民党の総裁選等も経て、そのようないろいろな施策の部分については取り沙汰されておりましたけれども、その中で、うちのほうでは今回11月、今回の事業については12月定例会を待たずに実施をしなければ、なかなか事業の内容からして今年度実施完了というのが難しくなるだろうということでの臨時議会での予算措置というような形になります。

もう一点の市民全体的な部分ということですけど、これも以前、議会のほうで御説明をさせていただきました。先ほどと重なりますけど、国の事業として国の一體支援枠分もございました、低所得者の支援等もございました。それと、嬉野市内を見たところの産業であったり、福祉、保健、学校関係と、そういう部分を優先させていただいて、6月定例会においても、今回においても予算の取りまとめをしたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。そしたら、今の御答弁ですと、優先順位が要は市民全体の補助とか、推奨事業メニューもあるかと思いますけれども——よりも、より産業とか子育てとか、さっき言われた福祉とか、そういうところを優先して補正予算で今回されたという認識でいいんですかね。広く市民全体ではなく、分野ごとの優先順位のほうが高かったという理解でよろしいですかね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えを申し上げます。

議員御発言のとおり、市民全体を対象とした支援についても、もちろん内閣府が示す本交付金の推奨事業メニューに合致する事業の一つにいろいろな部分は考えられると思っておりますけれども、今回は国のそういう国民への支給、給付金、そういう部分等もありましたので、本市への交付の限度額とか、予算規模とか、あと、一般財源等の投入額等々も全て勘案をして、優先すべき支援事業の決定、総合的に判断をしているというようなところでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私も同じ分になるんですけども、物価高騰対策について、市民一般、全体的な部分が何でなかったのかというのが非常にちょっと疑問というか、してほしかったんですけども、そこら辺についてちょっと私なりに考えて、今説明も含めて考えて、国の施策として1人2万円の給付という話がありましたよね。それがあって、そういうことも含めて、それはみんなに行き渡るから、この部分で市としてはこういう施策になったということなのか、それと

も、そういうことじゃなくて、はなからこの施策でいくと、市民全体の分はなくてこの施策でいくとされたのか、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。そういう意味合いかあってこういう施策になったのか。国の給付が当初あるというふうになっていたじゃないですか。そういうことがあるので、それは一般に行き渡ると。それ以外のところで市としてはこれをやろうとされたのかどうか、ここを確認させていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

市の交付金の活用というようなところでの各課の事業とか、今すぐに手だてが必要というような部分の洗い出し等をまず行って、その中で各事業を立案していただいて、案を出していただくという形を取っております。

それで、その中の優先順位と、国のはうの施策の分は一体支援枠分というような分がありましたけれども、それがあったからやらなかつたということではないんですけれども、全体的に総合判断してと、先ほど申し上げましたように事業の優先順位もありますし、全体的な予算規模というのもありますし、広く市民全体への給付となつたらかなり薄くなるとか、そういった部分の判断の下で総合的に判断したものということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今後、国のはうの施策としては、全体的な部分とか、ガソリン暫定税率の廃止とかいろいろ出てきはしますけれども、ただ、市としてですよ——ちょっと市長にお伺いしたいんですけども、市としてそういう全体的な市民への、ほかの自治体でいけば、おこめ券とか今話も出ていますけど、以前もポイント事業とかやつたこともありますけれども、そういったことは考えられなかつたのかどうか、この点について市長にお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

全く考えなかつたというわけではなくて、課長も答弁をしているとおり、国施策であつたりまた県の施策、そういったものもきちんと見極めながら、市としてはやっぱりピンポイントで支援をしていく形にならざるを得ないというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

高市首相が、給付つきの税額控除を表明しております。これに関しましても、目安で必ずしもではありませんけれども、1人4万円程度の家計の負担の軽減につながるのではないかというような見方もございます。

先ほど、梶原議員もおっしゃっていただいた、12月31日でまずはガソリンのほうの暫定税率の廃止ということにもなってまいります。そういう意味ではかなり幅広く、市民、県民、国民全体のこうした負担軽減の施策というものは、ある程度めどがついてきているのかなどというふうに考えているところでございます。

そういう中で、やっぱりこうした産業界であったりとかの今激変する中の対応も迫られているということありますし、また、いろんな子ども子育て、といったところのニーズというところの中で、やっぱりどうしてもこうやって物価高騰で家計を切り詰めていく上で後回しになりそうなこと、市からのメッセージ性のある施策として打ち出す必要があると判断したので今回の提案になっているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

まずもって、この地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）ですけれども、まず、どうしてこの臨時会での提出だったんでしょうか。9月議会、12月議会での提案でもよかったですんじゃないでしょうかということが1点。

それと、提出された歳出の事業数も今回多くありますけれども、今臨時会の審議には私はふさわしくない——中身的には、事業の内容的には必要だと思いますけど、今臨時会において、ちょっとと疑問を思うところがあります。

先ほど梶原議員も申されますように、市民全体への支援として、これまでずっと言ってきたんですけれども、市民全体に水道基本料金の支援とか、今年度の給食費の全額補助とか、それもあってもよかったですんじゃないかなと思います。

先ほど、課長の答弁では、国の低所得者とかの交付金もあると申されましたけれども、そこに該当されない市民の方もまだたくさんおられます。そのことについての御答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えを申し上げます。

まず、今臨時会での提案についてでございます。先ほど冒頭もちょっと申し上げましたとおり、6月定例会でのこの推奨事業メニューの提案をまずさせていただいたところです。その時点で残額等もございましたので、9月補正に向けて、9月定例会に向けて協議をいたしましたところでございます。それで、そうしているときに国の広く国民へのそういう物価高騰対策の給付金だとか、いろいろなガソリン、電気、その辺の軽減が取り沙汰されておりましたので、9月補正においては、その辺の動向を見ながら決定をし、市の施策としては決定をすべきというような判断で、9月の補正のほうは見送ったところです。

先ほど申し上げましたように残額ございましたので、12月補正に向けて、それこそ先ほどの各課、各分野の施策、あと全体的な部分も含めて検討を重ねておりましたけれども、総合的に判断したのは先ほどの答弁のとおりでございますけれども、11月になったのも、12月補正で予算が成立したとすれば1月以降の実施ということになりますので、少しでも早く事業の実行をすべきというようなところからの判断でございます。

それと、市民全体という部分については先ほどお答えしたとおりで、総合的に判断をしたと。その総合的というのは、各産業の支援が必要という部分と、全体的な予算の関係というようなことになると思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

総合的な判断と申されますけれども、市民全体に行き渡ったほうが本当に市民が潤うというか、いろんな事業が今回提案されていますけれども、そこに係る方はいいと思うんですけども、該当する方はですね。該当されない方もおられます。それが総合的判断なんでしょうかと思いませんけれども。

それと、今回の歳出で提案された——本当に図書券とかいいと思いますけれども、それは来年当初の予算であってもいいのではないかなど私は判断いたします。今回の臨時会での提案ですけれども、国政でもありますけれども、選挙前のばらまきにしか私は感じられません。

本当に市民全体への、これまで1回も——1回というか、ポイント制はありましたけど、全体的な皆さん、市民全の方方が、しっかりと本当によかったですと、住んでいてよかったですと思えるような施策をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

11月議会での提案について御質問だと思いますけれども、これは先ほどの事業実施の時期

もありますけれども、国として、これは前年度の繰越し予算で、国の繰越し予算等でやっておりますので、来年の当初予算では実施できない部分ですので、交付金が使い切れない。その分では使い切れませんので、時期としてはこの時期に、今年度必ず実施すべき事業、もう事業計画も提出が迫っておりますので、そこで提出できなければ交付金を使えないというような状況になりますので、そこは時期がそういった形で今回ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「もう一回」と呼ぶ者あり）はい、もう一回、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

じゃ、ぎりぎりいつまでが今年度に——今臨時会で提出されていますけれども、そこが一番の期日の期限だということですか。12月議会では絶対間に合わなかつたということですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、6月、9月、12月の定例会に向けて、それぞれ残額も見ながら立案をしてきたところでございます。9月補正では提案をできませんでした。先ほどの国の情勢とかも勘案してというところでいけばできなかつたので、うちの市としてはですね。12月補正を見越してやっていましたけれども、その中で、事業を有効的に実施するためには、ある程度の周知期間だとか、事業を実施するその時間というのはより取ったほうがいいというような判断です。例えば、12月補正ができる事業もあるかと思いますけれども、今回提案した事業については、そういった期間を取ったほうがいいというような判断での今議会での提案ということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで歳入についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書6ページ、2款、総務費及び7ページ、3款、民生費について質疑を行います。

質疑ありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

3款、民生費の1目、児童福祉総務費、10節、需用費、消耗品費の図書カードの、未就学

児等のための図書購入補助事業について質問をさせていただきます。

まず、前提として、この事業の目的と効果、その事業の内容はもう全然理解できるものではありますけれども、まず1点目の質問として、この図書カードというのは、いわゆる全国どこでも使える図書カードという認識でまずいいのかというのと、図書カードに至った理由の説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

図書カードにつきましては、全国の共通の図書カードを購入予定といたしております。

それと、図書カードにつきましては、教育委員会と協議をいたしまして、図書の購入で利用してもらったほうがいいというところ、例えば現金とかで給付するよりも図書カードであれば図書の購入につながって、就学前児童で言えば読み聞かせとか、そういったことでの図書の購入に使っていただくことを思っておりますので、そういった理由で図書カードにいたしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

いわゆる全国どこでも使える図書カードであれば、嬉野市外の事業者のところでもたくさん使われるかと思いますけれども、ここは考え方の一つとして、この事業の目的と内容を市民の方、この対象者の方に伝えながら、「うれしかーど」のポイント制にすることができなかつたのか。これは何で「うれしかーど」かと言えば、仮に、この事業の目的外に使われたとしても、市内の事業者で使われて、市内の経済が回るという考え方からいたら、「うれしかーど」のポイントにしたほうがよりよい効果が生まれるのではないかと思いますけれども、そこら辺の考え方いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

子育て未来課のほうでは、市内の事業者のということではなくて、ちょっと保護者のほうの経済負担を考えるというところで、そこで、やっぱり子育て世帯はなかなかいろいろなことで家計を圧迫しているという状況であって、そういった中でやはり情操教育が必要な時期にそういうものが生活費に回ってしまうということではなくて、その費用を図書カードで必

要な図書を買っていただきて、それに充ててもらうという趣旨でしておりますので、今回図書カードということを選択しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

おっしゃることはよく分かります。けど、要は、図書の購入につながるようにという観点で言えば、嬉野の事業者の方にも「うれしかーど」を使える、図書を購入できる事業所もありますし、例えば図書カード、変な考え方をすれば現金化もできますよね。図書の購入に確実につながるように、例えば、文具とか音楽CDとかも多分図書カードで買えると思うので、その事業の目的のところに——図書カードであれば必ずそこにつながるとは限らないということを考えれば、確実に嬉野の事業者に回るように「うれしかーど」にしたほうがよりよい効果が生まれるのではないかなと思います。

この事業の目的としては、これは全然大切なことだと思うので、この事業の目的を前提としての「うれしかーど」のポイントの配布というやり方に変えたほうがよりよい効果が生まれるのではないかなと思いますけれども、最後に御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

重ねての回答になるかと思いますけれども、図書の購入に充ててもらうという趣旨で実施しますので、カードの変更はちょっとと考えております。

それと、図書カードを使ってどういった本を購入されたか、そういったところについては配布するときにアンケートを行うようにいたしております。それによって、どういったことにこのカードを使っていただいたかということを、アンケートを回収して、この趣旨に合ったものを買っていただいているということの確認をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じく、10節の需用費についてお伺いいたします。

これを見たときに、吉田小学校が賞をいただいた、前には久間小学校もいただいた、小学校の家庭の中でそういう読書をするという体制ができているので、これをすることによってますます子どもたちの読書力が上がるのかなという思いがしました。

しかし反面、今この物価高の中で、やはり食料に関して、購入するにもやっぱり至難、大変苦労されている御家庭もありますので、両方を生かすためには、市内には本屋さんもあります、取り寄せてもらうこともできます。先ほど、前議員が言わされましたように、「うれしかーど」への付与をして、そこの中から家庭でどういうふうに使っていいのかと考えてもらうのも一つの案じやないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

申し訳ありません。先ほどから申し上げておりますように、子育て未来課のほうではそういったことで図書購入をしていただいて、そういう情操教育につなげていただくと。それ以外については児童手当の拡充とか昨年度あっておりまして、そういう分については生活の苦しい分については充ててもらっていると思いますけど、逆に、本来の児童手当とかそういう教育費に充ててもらう分が生活費に充てられているというところもありますので、今回はそういうところに確実に使っていただきたいという趣旨を込めて図書カードということをしているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。言われるところは重々に分かるんですけども、やはり両方を加味できれば、保護者の方たちもある程度満足できるかなと思って質問いたしました。返答は結構です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに関連で。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

同じく、未就学児向けの図書カードの件についてお尋ねいたします。

歳入のところで、決定した理由で、12月の上程ではなくて11月の臨時会でしなければいけないと、スピード感を持ってやらなければいけないということで、今回様々な事業に予算配分をされたというふうな御説明をいただきました。

今回のこの図書カードというものは、特に使用期限とかもないと思うんですね。12月の補正でも、これが1月とか年明け配布されても、年度内に事業は完了ができるかと私は思うんですけども、もっとその周知ですか、知つてもらうための時間も考えたら、12月の補正でも十分に事業できる余裕もあったかと思いますし、今、同僚議員が言われているような施策として、どういったやり方が本当にいいのかというのももっと検討できたんじゃないかな

と思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

こちらのほうといたしましては、早期に図書を買っていただくということで考えておりますので、できるだけ早い時期にということで今回、補正予算上程をいたしたところでございます。

この趣旨につきましては、図書カードを配布する際にこちらのほうの考え方を示しまして、できるだけ年度内に使っていただきたいというふうに考えております。確かに、おっしゃるとおり図書カードにつきましては期限はないかと思いますけれども、うちのほうの事業を、できるだけ年度内で支給して終わらせるということもありますし、それを買って読んでもらうということもちょっとうちのほうの主旨でありますので、年度内での使用ということを併せてお願いする予定といたしております。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

年度内で図書カードを使って本を買ってくださいというのは、そこまで、もらった保護者さんたちは多分しないんじゃないかなと思います。その意図がちょっとよく分からないです。どの本を、何を買おうかとか、何を読ませようかとか、やっぱりそれぞれ考えられて、例えば就学前のお子さんで、小学校に入る前とかに学習の本を買いたいねとかいろいろあると思うんですよ。絵本だったりいろいろあると思うんですよ。そのタイミングで本は買われると思うんですよね。なので、先ほどの課長の答弁で、年度内に図書カードを配るので本を買ってほしいというのはちょっと違うかなと思いますし、市としては、国の臨時交付金の消化を年度内にしなければいけないというのは私も分かります。なので、少しでも早く消化をしたい。事業報告もしなければいけないでしょうし、そういった意味でも早く処理をしたいというところもあるかもしれませんけれども、ちょっとそこは、特段、12月議会でもやっぱりできないことはないだろうと私は思いましたので、1回目の質問をさせてもらいました。ちょっとさっきの、年度内に保護者の方に本を買ってくださいというのは、市の思いとしては分かりましたけれども、それはもらった保護者さんの自由でしょうと私は思いますし、利用期限があるものでしたらそうなりますけれども、そういうものでもないです。

それともう一点、今回この配布事業ですけれども、配布対応、配布の窓口、配布の事業所、よくある委託事業でされるようなものだと思うんですけども、特に役務費、需用費でなっています。委託にはなっていませんが、どこがそういった業務をされるんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁につきまして、うちのほうとしてはこういった趣旨で配布をし、購入していただきたいというような趣旨のほうは、保護者宛てに届くようにいたしたいという気持ちでございます。そこで必ず強制で買ってくださいと、保護者にそこまで言うことはございません。

それと、配布につきましてですけれども、保育園、認定こども園、幼稚園等に通っている方については、そちらの事業者のほうに趣旨を説明して配布をしていただくと。当然、保育園のほうでも読書に親しむそういった活動とかされているかと思いますので、そういった趣旨も踏まえながら、保育園さんとも協力して、図書の購入のほうのお話もしていただけるのが子どもさんのためになるかなと思っておりますので、そこに通っている分については、市内の認可保育園については、そういったことで園にお願いすることといたしております。

それ以外の市外の保育園であったり、認可外保育園であったり、保育園に通われていない方につきましては郵便料を組んでおりますけれども、簡易書留で確実に受け取りを本人がされましたということを分かるように、440通ということでその分については市のほうから直接郵送業務を行うようにいたしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、この事業自体は、認定こども園とか、幼稚園とか、いろいろ通われているお子さんは園を通してということでした。通われていない方または市外に行かれている方は、直接、市のほうから担当課からということでよろしいですかね。送られるということでしたけれども、これは、要は市に住民票があるお子さんたちに行くという理解ですかね。嬉野市内から市外の幼稚園、保育園に行かれている方がいらっしゃいますよね。それは直接郵送で、逆に、嬉野市内へ市外から通われているお子さんもいらっしゃいます。それで、うちはもらえなかったとか、何とかというのもちょっとおかしな話というか捉え方でしょうけど、あくまでも市に住民票がある保護者の方に対して、幼稚園を通して、保育園を通して、園の場合はですよ。通園されている方には配布されるという理解でよろしいですかね。よろしくお願ひします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

この基準の対象者といたしましては、当然、嬉野市に住民基本台帳がある方と母子手帳を交付している方というふうになっていますので、当然、嬉野市にある方というその世帯が対象になりますので、市外から嬉野市内の保育園を利用されている方については嬉野市外の住民の方ですので、その方については嬉野市が支給するということはございません。その旨については、保育園等に配布をする際に、再度、園のほうに御説明をしてお配りしていただくようお願いするつもりです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

この件関連。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

数点御確認させていただきたいんですけども、先ほど答弁を聞いていて、まずは保育園等を介して在園されているお子様にはお配りする、それと郵送を考えていると。あと、母子手帳の交付を受けた妊婦のいる世帯、それも送付をされるということですね。ちなみに、母子手帳というのはどのタイミングで頂けるんですかね。例えば、今持っている方だけなんですか。それとも、この期間中、例えば11月30日以降から母子手帳を取得しましたという方も順次この対象になっていくんですか、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

一応、事業を実施する上では、基準日というのを当然設けなくてはいけません。この基準日といたしましては、令和7年11月30日をもって、その時点で住民登録がある方、もしくは、その時点で母子手帳の交付を受けている方というふうにする予定です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、11月30日以降で母子手帳を頂かれる方というのは対象外になるんですかね。その確認と、この1,230枚というような積算根拠がありますが、例えば母子手帳を持たれる方は何名、この内訳をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、事業を実施する上で一応対象人数というのもありますし、そこを示す必要がありますので、11月30日までに交付を受けた方までが対象となりますので、それ以降、母子手帳を交付された方については対象外という取扱いにさせていただきます。

それと、人数の内訳でございますけど、トータル1,230名とありますけれども、市内の認定こども園、幼稚園等に通園されている方が830人、その他の認可外施設や市外保育園等に通っている方を310人、それと胎児の方、母子手帳交付の方を90人と見込んでおります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ちょっと説明を聞いていて、分かります。基準日は持たんぎいかんというとは非常に分かりますが、これは令和7年度の事業ですので、母子手帳を持っている方じゃなくて、今後の持たれる方も対象にすべきじゃないかなと私は思うんですよ、この目的とか事業の内容とか。

そういう中で、分かります、今回の臨時交付金とかを活用して、こういうすばらしい事業に取り組む姿勢というのは分かりますが、先ほど私が言っているところというのが、私は非常にちょっとどうなのかなと思っているところではありますけれども、そういった中で、担当課及び担当部長、市民部長、最後に市長、単発的にこのような事業を終わらせるのか。その時点で今後の見通しというか、そういったものの考え方を、どのように思われているのか、最後にそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えします。

図書カードの件で経緯のほうを御説明いたしますと、基準日を設けてその後——最初は7年度に生まれてくる子どもというふうなことで考えていたんですね。そしたら、年度末まで待たんといかんと。そういうことになれば、交付金の請求等もありますので、ちょっとそこまでは待てないということになりました。それで、基準日を設けて、その間に母子手帳を持っておられる方ということであれば、その方たちは、年度を越して8年度に生まれてくる子どもさんもいらっしゃるかもしれませんけれども、7年度に生まれてくる子どもさんはもうカバーできるだろうというふうなことで母子手帳から、十月十日といいますけれども、その後に生まれてくる子どもさんまでカバーしようというふうなところでこの基準日ということを決定したということになります。

今後、子育て政策ということで、どのようなものができるのかというのをちょっと分かり

ませんけれども、妊婦さんを含めたところでの政策は考えていかなければならないかなというふうなことで思っております。私の考え方はそういうところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言の趣旨についても、よく理解をするところであります。今回はこの地方創生臨時交付金を使っている性質上、ちょっと予算を組む技術上のところで基準日を設けるということになりますが、これは本当に政策的な部分もあるので、まだ改選控えているということで、なかなか軽々には申し上げられない部分はあるかと思いますが、私自身としては、こういった急激な物価高の中で、どうしても生活を切り詰めていく中で、こういった、ちょっと言えば体の栄養素よりも心の栄養素になるような本というものに少し触れる機会が減るということに関して、大変危惧をしているというところであります。

先ほど古川英子議員からも御紹介いただいた吉田小学校、その前の年は久間小学校ということで、やっぱり子どもたちが本に触れるということ、言語能力を高めていくということだけではなくて、やっぱりそういった親子のコミュニケーションツールではないかなと。特に男親というところでは、子どもに何と話しかけていいかというのはなかなか分からぬ中で、本を読んであげる、そういったコミュニケーションのあり方というのを家族の中で推奨していきたいという、そういう思いがあるわけで、今回は地方創生臨時交付金を使いましたけれども、私としては、今後ずっとこうした形で家庭の、家の読書を続けていただけるよう、そんな恒久的な施策に昇華していきたいというふうに思っているところでございます。

なので、一刻でも早くその趣旨を伝えて、またクリスマスプレゼントに間に合うように今回このタイミングにさせていただいたというふうにも理解いただきたいというふうに思っております。

これは11月25日に定例記者会見の後に、佐賀いのちを大切にする会と、妊娠の時点から子どもは命を持っていて、それは最大限尊重されるべき存在であるという趣旨の協定を結ぶ予定ということになっております。既に報道機関にはリリースをさせていただいたのでここでお話をさせていただきますけれども、やはり子どもが生まれてくるその前から、こうした絵本、本を通じたコミュニケーションをしていくことで命を慈しむ、こういったメッセージを、市としても当団体と一緒に発信できればというところで連動しているというふうにも御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに関連ありますか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

私もこの主要な事業の説明書を見ていて、基準日はいつなんだろうかということを思い出しましたけれども、今、課長の答弁で、基準日は令和7年11月30日とございました。

私も歳入のほうで意見を言わせていただいたんですけども、この事業そのものは、今、市長も申されますように、恒久的な事業として本当に大切なことだと思います。でも、これまでの同僚議員の質問の中で、いろんな課題があると思います、これを執行するにはですね。基準日が11月30日ということ、私もこの7年度の事業としては不公平な事業だなと思いました。基準日が令和8年3月31日までとかあれば納得はするんですけども、そもそも、この地方創生臨時交付金での充当が、図書カードが本当に適切なのかということをちょっと疑問に思います。

歳入でも申しましたけれども、令和8年度の当初予算で、いろいろきちんともう少し審議して提案されてはいかがでしょうかと思いませんけれども。

それが1点と、あと、ここにその他参考となる事項の中で、確認ですけれども、440通の郵送料がそれぞれの幼稚園とかいろんな配布された後に胎児の方とかに送付する費用だと思いますけれども、そこが440通ということで確認をいたします。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まず、1点目についてですけれども、先ほど企画政策課長のほうから答弁がありましたとおり、昨年度の繰越事業になりますので、当初予算ではこの交付金が使えないということで、今回の上程ということになっております。

それと、先ほども言いましたけれども、確かに、当初の図書カードの配布の設計では7年度中に生まれた子どもということにしようかと思っていたんですけども、諸上議員に説明したとおりに、基準日を設けて、それ以降、この基準日に母子手帳の交付、持っておられる方については、7年度に生まれる子どもさんについては全てカバーをしていくと。8年度に生まれる子どもさんも一部含まれているというふうなところになりますので、この基準日ということで御了承をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私が申しているのは、この交付金の予算で来年8年度ということじゃなくて、別の予算組みをしてでも恒久的にしていただきたい事業だなということを申しています。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

議員おっしゃることは確かに分かります。この交付金事業がずっと恒久的にあるのかどうなのか、一般財源を使って恒久的にすべき事業なのかというのは、政策的なものもありますけれども、ちょっと考えていかなければならないことではあるなというふうには思っています。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

とにかく、私は先ほど、諸上議員の答弁の中で、恒久的な事業にしていきたいという思いはあるというふうに申し上げさせていただいたと思いますので、ぜひ、そこは思いは同じだというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

しかしながら、その後どういった財源を充てるのかというのは、ふるさと応援寄附金を充てていくのかとか、そういうところは今後の議論の対象になるし、それは当初予算においてきちんと対応して、不公平だという御指摘もありましたけれども、そうならないように、その後の基準日以降の母子手帳受け取りの方も、受け取っていただけるように私はしたいというふうには思っていますので、その辺は、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

関連はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですが、ほかの議案についての質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで2款及び3款についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書8ページ、6款、農林水産業費及び9ページ、7款、商工費について質疑を行います。

質疑ありませんか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、質疑させていただきます。ページ数は9ページです。

7款. 商工費、18節の負担金、補助及び交付金です。

まず、1点目は窯業関連事業者支援事業についてお尋ねします。

1点目ですけれども、事業の採択は、まずどうやって行っていくんでしょうか。この事業をされるに当たっての事業者への聞き込み等はどのように行われたんでしょうか。

それと、9月の県の補正でも同様な事業もございます。市で行うこの事業について、陶土の値上げ等を書いてありますが、県は8月から遡った分を補助するというふうになっていますが、そういった制度、市としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

それと、今回この陶土をということで書かれていますが、主材料の陶石、石ですね。これについての値上げの補助というものは考えていらっしゃらないでしょうか。

それと、陶土の値上げ分というものは窯元に対してというふうな記載が主要な事業の説明書にありますが、生地屋さん、要は生地の生産者への補助はないんでしょうか。

それと募集要項、最初の、1番目の質問の、採択はどのように行うのかというところと一緒になるかもしれません、募集要項はどのようにになっているんでしょうか、ちょっと多いですけれども、御説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、採択という部分ですけれども、補助金というふうになっておりまして、補助金の申請をしていただいて、それに基づいて支給をしていくような形で考えているところです。

あと陶土、業者の聞き込みということですけれども、担当のほうが業者さんの方にに向いて、どういった状況かというところを確認していく、そういう形で御意見を反映させていただいて、こういった事業のほうに反映しているところでございます。

あと、県のほうが8月からしているということでございますけれども、県の事業も確かにございまして、同様な事業になっているところでございます。主要な事業の説明書のほうで、例えば30万円とか、15万円の小規模とかの振り分けをしていると思いますけれども、県の基準が、例えば30万円からとか15万円からの基準になっておりまして、極力、県のほうに採択されなかつた方々を拾えるような形でできればというふうな考え方でしているところでございます。

陶石の値上げということでございます。陶石のほうでしまえたときに、陶石をもとに陶土を作った場合に、そこに例えば補助をやっていると、窯元にやったときは陶石に補助をやった部分の補助もまた窯元のほうに二重に補助が重なるような形になりますので、陶石

の部分については機械とか設備等の部分で補助をしていきたいというふうに考えているところです。

以上で……（「あと、生地屋さんもありますけど、今回、窯元と書いてあるんですけど、生地の製造業者への補助も入っている」と呼ぶ者あり）生地屋さんの分についても、陶土業者と同じように、機械設備等の補助のほうにしている部分でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

例えば、陶土屋さんから出た材料というのは、生地屋さんを通して窯元に行く場合もあります。陶土屋さんを通して直接、窯元に行く場合もあります。なので、そういったところも加味して、県は窯元だけではなく生地屋さんもその陶土の値上げ分、仕入れますので、補助をするようになっています。なので、いろいろこれも今実際、実施されて、おととい採択が多分出ていますもんね、佐賀県産業イノベーションセンターのホームページで。いろいろ問題点もまだ多いんですけども、一応同じように、市内にも生地の事業者さんがありますし、値上げした陶土、原料を買われていますので、そこは窯元さん、生地屋さん、どちらも入れていただければ、よりいいかなと思います。

それと、募集要項で、要件で補助金の申請をしてもらうということですけれども、例えば、売上げが減ったとか、そういったところの具体的な数字というものはしっかりと検討、検証をされて補助金申請をしてもらう、そういった要項はつけられるんでしょうか。取りあえず、これをしたいから、これを買いたいので、陶土がこれだけ上がっているので補助してくださいという丸投げの補助の申請でもいいですかね。それとも、しっかりととしたベースを設けられるのか。

それと、主要な事業の説明書には対象事業者が10事業所とあります。ちなみに、陶土屋さんだけでも14ございますし、生地屋さんも市内に、吉田のほうとかにも3軒ぐらいあったと思います。窯元といったらもっと多いです。この10件を事業者選定された理由、もちろん、予算額の範囲でということではあるかと思いますが、これが多くなつた場合、要はこの上限額が下がるようになるんですかね。それとも、先着分で10件、この上限に応じて3分の2の補助をされるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず最初に、陶土を仕入れるのは生地屋さんが仕入れたりとか、窯元さんが直接仕入れる

とかというお話でございましたけれども、一番最初に申しましたとおり、例えば、生地屋さんが買うときに陶土の補助をやつたら、また生地屋さんから窯元さんに行くときに同じ補助が重なるという部分で、生地屋さんと陶土屋さんを機械設備のほうで補助するというふうな形で考えております。

あと、申請の内容について、極力何らかの書類を頂いてしていきたいというふうには考えております。

あと、事業所数につきましては、県のほうに該当されるケースもあるかと思いますので、この事業所数に設定しているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。今回これは負担金、補助金及び交付金ですけれども、全部その申請の窓口はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

それと、物によってはですよ、これは今回の県のことでもちょっと話になったんですけれども、納期が間に合わないと、機械設備ですとか、補修ですとかの場合は。そういったとき、これはもちろん年度内の交付金なので予算執行をしなければいけないと思いますが、その成果報告まで含めてですね。もちろん、成果報告も含めての補助金だと思いますが、そういうところの交付、募集の開始がいつになるのか。あと、事業の完了がいつになるのか、そういうところの設定はされていらっしゃいますでしょうか、お願ひいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

窓口につきましては観光商工課のほうでする予定でございます。募集等は極力早めにしたいというふうに考えておりまして、できれば早く、できれば12月からでもしたいというふうな努力をしたいと思っています。一応、期間的には1月末ぐらいの申請期間になるかとは思います。その辺は最初の納期の部分とかをおっしゃってございますけれども、その辺も含めて、聞き取りをした中で設定をして考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

関連ありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

関連質問をさせていただきます。

この主要な事業の説明書の4ページですけれども、まず、今まで結構、窯業関係では組合

の方への補助金とかあった中で、今回は生地屋さんとか、型製造事業者に対しての交付金ということで評価はいたしたいと思います。

その中でお伺いしますけれども、この事業者の方たちのそれぞれの事業者の数とかは全部把握されていますでしょうか。

それをまずお尋ねしたいのと、あと、5番目のその他参考となる事項の中で小規模事業者とありますけれども、それはどういったところを指していますでしょうか。まず、そこをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

事業者の把握ということでございますけれども、ここは個人でされている事業者さんとかが結構いらっしゃいまして、なかなかうちのほうで把握はできていないところでございます。

それと、小規模事業者の定義ですけれども、一応、個人事業主さんかなというふうには想定しているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ここに掲げられている事業者数を把握されていませんということですけれども、以前、一般質問で質問をさせていただきましたけれども、やはりそこの把握から本当は必要じゃないかなと。その中の10事業者かと思いますので、できれば今後でもいいので、きちんと、じゃ、嬉野市にはこの事業者さんがどれくらいいるかということは、やっぱり担当課で把握していただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今後努力したいと思っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに関連。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

先ほど水山議員のほうで陶土の製造業関係、それに関しては機材関係のほうの補助をいた

すということなんですかけれども、話を聞いていて私もちょっと思ったのは、期限があると思うんですね。それで品物、例えばほかの物品関係に関しては補助ができるんですけど、機材関係となったら、注文をしてから1週間とか2週間で手に入るものがあれば、メーカーのほうで製造して、そして手元に入るまで二、三か月かかる品物もあると思うんですね。そのようなものに関して、県の産業イノベーションセンターのほうでは、やはり何月何日までに一応品物が来ていないと、それに関しては対応ができませんというふうな対応を取られているんですよ。先ほど、県ができないところをカバーするような補助というふうに私は理解をいたしました。ですので、その品物を使ってこの金額内でやられる場合は、今後、市のほうで、また市のほうから国のほうへと報告をされなければならないかもしれませんけれども、それはやっぱりカバーをするという意味で、その期限内に来なくても、その辺、県ができないような、それは無理ですというようなところをできるような形を、対応を取っていただきたいと思うんですけど、それに関してお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

当初、この事業を計画するときも、そこは確かに問題点として挙げて検討をしているところではございます。ただ、その辺が、例えば品物が後になんでもいいですよというところが、どの程度の後になるのかといういろんな問題もあると思います。1か月後なのか、半年後なのかというのはやっぱり変わってくると思いますので、その辺も含めたところで検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

大体、県のほうもそのような形でお話をされると思うんですよね。それで、一応その期限内にできなければ——延ばしても、要するにこれは昨年度の事業であって、繰越事業でもう次がないんですよね。それは十分承知しておりますので、その辺、線引きをせんといかんところもあるとは思いますけれども、ひとつ対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

答弁はよかですか。

○10番（川内聖二君）続

いいです。

○議長（辻 浩一君）

関連で、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、同じ中でほかの質問。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

主要な事業の説明書の3ページ、嬉野の酒生産安定化支援事業というところでお尋ねをいたします。

1本当たり70円という感じで補助をするという形、70円ということで計算をされておりますけれども、下の参考のところを見ると135円から1,000円が物価高騰で影響が出ているということで書いてありますけれども、70円に金額をした理由と、350万円を上限とした根拠をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

これが、県も基本的に71円以内の補助をしているところがございますけれども、清酒1升に対して135円から1,000円以内ぐらいの原価高騰分があるというような聞き取りがありまして、その一番——高過ぎると高過ぎたで、逆にあまりにももらっているというような形になつてはいけませんので、大体140円を半分したぐらいの単価を設定していく形でつくっているところでございます。

350万円の上限に関しましては、予算等の内容を見ながら、この金額でいくというふうな形で決定したところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

私の9月の一般質問の中でも、酒事業者は非常に苦しんでいるので、何か補助はしてもらえないかということで言っておりましたけれども、今回こういうふうにつけてもらったことは非常によかったですなということで思っております。

その350万円が上限ならば、3業者、酒蔵が嬉野市内あると思いますけれども、2業者に対しては酒を造った本数に対して100%補助は行っているけれども、1業者に対しては半分ぐらいしか行っていないんじゃないかななど。1業者が9万6,000本ぐらい造っているという形になっていると思いますが、片や100%補助がもらえているのに、大きな会社は大きな会社ほど影響が大きいんですけども、そのところの何か合理性が取れていないと私は思うんですけども、500万円ぐらいを上限にしていただければある程度できたのかなとは思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

全体的な予算の中で、この予算を設定させていただいているところでございます。

以上です。（「すみません、今ちょっとよく分からんけど、もう少し詳しくいいですか」と呼ぶ者あり）。

○議長（辻 浩一君）

いや、再質問じゃなくてさっきの質問の中で答え……（「今言われたのがちょっとよく分からなくて、もう一回。2業者よりも大きい業者が影響力が大きいんだけども、そこは上限額が735万円とあるのでもう切ったということでおろしいですかね。どう言わされたか、ちょっとよく理解できませんでした」と呼ぶ者あり）。

続けてよか。

○観光商工課長（志田文彦君） 続

すみません。この事業の全体予算の中で考えたところで、半分程度の予算にしているところでございます。それ以上になってくると、もうそこだけとかいうふうな形になってくると、その辺もちょっとバランス的に難しいものがあるのかなというところの判断でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

なぜ聞いているかというと、やはり2業者、2酒蔵においてはある程度の金額が行っているけれども、やはり1業者は突出して県でもトップのシェアを含んで製造販売をしているというところなので、影響額が物すごく大きいんですね。それで、大きいところに少なくしたら、また大きいところは自分のところの損失をなかなか賄い切れないような状況なので、今回よかつたらば500万円ぐらいにしていただければという私のお願いですけれども、それもちょっとかなわないということで。

今回はこれでいいですけれども、また第2弾、第3弾でしていただけるようなことがあればお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今後、同様な事業等があったときは、そういったところも考慮に入れて考えていただきたいと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

関連はありますか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

1点だけ、数字の確認をさせていただきます。

主要な事業の説明書の3ページ、5番のその他参考となる事項の中で先ほど質問がありましたけれども、上限額達成見込み事業者は1事業者とあります。それで、「3,500,000円+3,850,000円（2事業者計）」とありますけれども、その内訳をお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えします。

ちょっと正確な数字じゃなくてざっくりとした数字にしかならないんですけども、1事業者が115万円程度と、もう一事業者が、その差額の270万円程度と試算しております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。関連ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、ほかに質問は。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、主要な事業の説明書の5ページなんですが、食材価格高騰飲食店応援金事業。

今回、事業内訳を見ていますと委託料が計上されておりませんが、これは全て観光商工課で行われるというような状況で理解していいのか。

それと、そうなった場合の事業スケジュール等をどのように計画されているのか、そこをまず2点お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今回この事業につきましては、観光商工課のほうでするように計画しております。

事業スケジュールについても、できるだけこれも早くしたいと思っていますので、目標としては12月なんですけれども、ちょっと数が多いとかいろいろあって、その辺、目標としては12月ということで、あと、それを陶土と同じような形で1月末とか、努力目標として予定

しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

なかなかこの200軒、陶土ともう一本ありますけれども、その補助金事業を遂行されるのは非常にタイトなスケジュールで厳しいかなと。いつもやつたら委託料が上がって正解だったのかなと私は思うんですけれども、課長がそういう答弁をされたので、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

ただ、この応援事業費の事業内容を見ておりますと、一律で5万円以内の応援金を給付するというようなことで、積算を見てみると、5万円掛ける200軒での計上をされていますけれども、申請者が200軒を超えた場合は1件当たりの給付額を減額するというような表記がされておりますけれども、これは何でこれが入ったのかなというのがちょっと私疑問で、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

予算の範囲内で支援金を給付することで、ざっくり200軒というふうに一応想定はしております。仮に、それを超えた点数が来た場合は、途中で切るのではなくて、期限までに申請された方に関しての人数を予算額で割ってするというような考え方で今回事業の組立てをしているところでございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

何となく分かったような気がしますけれども、3回目ですので、最後にお尋ねしますけれども、こういう表記をされていたとをちょっと見かけて、担当課として、じゃ、飲食店が何軒あるのか、しっかり把握されているのかなというところがちょっと気になったところで、先ほどお尋ねをしたという次第です。

それと、逆にそういう状況であるならば、これは佐賀県から飲食店の営業許可を受け、飲食の提供を主な事業としている事業者と、県の許可を持っているところというところもありますし、プラスアルファ、逆にこういうのに対しては基準日というのも考えることも必要だったのかなと思うところでありますけれども、そういったお考えの下、ちょっと最後に答弁を求めたいと思います。（「どういう」と呼ぶ者あり）そのさっき聞いたことで答弁をお

願いします。

○議長（辻 浩一君）

もう一回質問して。

○6番（諸上栄大君）続

まず、1点目としては、担当課として、飲食店のこの対象件数というのを把握されていなかつたのか。

それと、逆に、その基準日というのを設けるというところも一つの案だったかと思うんですけども、その検討というのはされたのか、されていなかつたのか、そこの理由まで踏まえてお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

件数につきましては、商工会の会員さんに入っているとか入っていないとかがあります、入っていないところに関してはなかなか市としても把握が難しいというふうなもので、全体的な件数というのは、なかなかそこら辺でちょっと把握できていないというところが正直なところでございます。

基準日というのは、例えばいつの時点でというお話なのかなとは思いますけれども、一応その申請期限までに出していただいた方にしていただくというところで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

同じところの関連の質問をさせていただきます。

まず、この5万円の金額を定められた根拠というのをお聞きしたいのと、この飲食店の数なんですが、コロナ禍のときにおいてグリーンフラッグ宣言か何かされていたときに、ある程度の件数をそれで把握されているのではないかと思うのですが、そのグリーンフラッグ宣言をされていたときの飲食店の数が今現在お分かりになるのか。

それと、今の事業スキームでいったら、全て申請書がそろわないと給付額が決定することができない。それこそスピード感を持ってできないのではないかと思うのですが、この申請を周知するに当たって、ある程度の周知期間も必要になるかと思って、それこそスピード感を持ってできないのではないかと思うのですが、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

すみません、グリーンフラッグの件数についてはちょっと今、資料を持ち合わせておりますので、ちょっと存じ上げませんので、後ほどでよろしいですか……（「いや、それを参考にまずされなかったのかと」と呼ぶ者あり）そうですね……（「いや、していないならしてないで」と呼ぶ者あり）すみません、今回はその分はしておりません。

5万円の根拠につきましては、コロナ禍に休業をお願いした部分で10万円の給付をしているところがあつて、そこを見たところは大体5万円ぐらいが妥当なラインじゃないかというところの判断でしているところでございます。

スピード感につきましては、確かに、申請いただいてすぐ出せるというような形も可能かなと思いますけれども、全体の申請をしていただいて、平等な金額になるように財源をきれいに使ってしまうような形で出せねばなというところで今回の判断でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

今、平等という言葉を出されましたけれども、飲食店の事業所の規模によって平等という見方というのは大分変わるかなと思うのですが、仕入れ額によつても物価高騰の影響を受けているところは、やっぱり大きいところは大きいですし、ちっちゃくされているところはまだ影響を受けている規模も小さいということで、平等であるならば、この一律5万円という考え方方が果たして合うのかどうなのか、そちら辺を、議論をまずされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

基本的に、先ほど5万円の根拠が新型コロナウイルスのときの10万円の、新型コロナウイルスの部分の給付をお願いしたときにも、そういう事業規模がいろいろあった中での10万円だったというふうに考えますので、その中の5万円という判断をしたということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、私からは、担当課さんが周知も含めてこの事業をされるということでした。

200軒という大変大きい想定事業所がある中で、料飲店組合とかも嬉野市内はあるかと思いますよね。そういったところがあるところはまだいいと思いますけど、塩田は料飲店組合は解散されました。多分、嬉野に入っている方もいらっしゃれば入っていらっしゃらない方もいます。先ほど課長の答弁にあったように、商工会に入っている事業者もあれば入っていない事業者もある。料飲店には入っていないけど商工会に入っているとか様々いらっしゃると思いますけれども、飲食店に対してどのような形で広報を、これだけ数が多いので、行われるのか、そこの説明をお願いします。

あと、県の許可をもらっている事業者とありますけれども、主に飲食店という事業ですね。ただ、中には旅館関係とかでもテークアウトしているところもあったりするかと思います、飲食店も事業所の中にあったりとかですね。その場合、どこまでを今回飲食店としてみなしていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

広報に関しては、できるだけホームページであったりとか、市報が間に合うかどうかちょっと厳しいかと思いますので、できるだけ個別に分かる範囲では通知等をしていければなというふうには考えているところでございます。

あと、その範囲につきましては、基本は営業許可証が出ているところで、出ている営業許可の名前での申請という形になるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

広報は、ホームページや市報が間に合えばと。あと、個別に分かる範囲で通知をするということであれば、先ほど言われた平等というところでいうと、ちょっとパフォーマンスが足らないところも出るかなというふうに思いました。広く、この物価高に困っている飲食店に対しての補助なので、そこはしっかりと漏れがないようにやっぱりしていただきたいといけないと思います。

それと、営業許可が出ているところとおっしゃいましたけれども、中には、事業 자체をやめられたケースもあるかと思います。飲食業の許可は残したままで、まだちょっと休業状態のお店もあるかと思います。そういったところは、補助金を出す出さないというのをどの

ように判断されますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

そういうところも検討課題としてあるんですけれども、当然、申請書の中に、営業を継続してしているというような誓約書等を取っていったりというような対応をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

誓約書もということでしたけれども、しっかりと——変な話、いろいろコロナ禍でも国の補助制度もありましたけれども、後になって不正受給だったり何とかだったりというのもニュースになつたりしました。嬉野市においてそういうところがないように、しっかりと必要なところに必要な補助ができるようにやっていただきたいと思いますし、そういうところの結果の検証もやっていただけるというふうには理解してよろしいですかね。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

検証についても、こちらのほうも検討していくって、していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

関連ありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私もこの部分でちょっと気になったことがありますて、これは市内飲食店と書いてありますけど、市内飲食店というのが、本社はよそにあってチェーン展開しているところも可能なのか。そして、また、いわゆる夜のお店と言われるところ、こういったところもどうなのかということをちょっとお聞きしたい。

そして、申請方法というのをもうちょっと詳しく教えていただければなと思っています。

それともう一点、5万円掛ける200軒で1,000万円という形になっていますけど、200軒超えた場合は1軒当たりの普及額を減額するって書いてありますけど、これ仮に、200軒いか

ない場合、そういう場合はプラスされるのか、逆に。そこら辺まで含めてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今ちょっと検討中ではあるんですけども、基本的には本社が、本店が嬉野にあるところかなというふうには想定をしているところです。夜のお店、営業許可証があれば、ここも該当していけるのかなというふうには考えているところです。

申請方法については、要領等々、同じような形で申請書等を作成して提出していただくというような形で考えているところです。

あと、200軒いかなかった場合というのは、あくまで上限5万円以内ということになりますので、5万円の範囲、5万円ということの金額になるかと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

あともう一点、仮に、申請する事業者が市において税金の未払い等あったとか、そういう感じの規制とかなんとかというものがあるのか。実際にここに書いてあるので言えば、それこそ「佐賀県から「飲食店営業」の営業許可を受け」と書いてありますね。「飲食の提供を主な事業としている事業者」としか書いていないので、そこら辺はどのような形で対応されるのか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今回、ちょっとそこら辺も検討はずつとしているところではあるんですけども、物価高で厳しいということなので、そういういたところを踏まえて、そこまでは求めないような形で今のところは検討している段階でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

求めないですか、求めない。

あと、実際に新型コロナウイルスのときもそうだったんですけど、ある程度厳しい基準があったと思うんですよ。そこは、幾ら厳しい厳しい言いながら、そういうことができないところがまず残っているのがおかしい。そこら辺はね、やっぱりね、市の税金を使うんだつたら、国の税金を使うんだつたら、しっかりとやっぱり厳しく徹底的にやんなきやいけない。そのくらい厳しくやんないで、こんなぽんぽん落とすというのはね、私は納得がいかない。だから、そこら辺は厳しくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁は大丈夫ですか。

○9番（宮崎良平君）続

はい、結構です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに関連は。

それでは、それ以外に。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ないようですので、これで6款及び7款についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

議案質疑の途中ですが、ここで12時20分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時20分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続き、議案質疑を続けます。

事項別明細書10ページ及び11ページ、10款。教育費について質疑を行います。

質疑ありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

10款。教育費、2目の事務局費の10節。需用費の読書活動支援事業の件についてお伺いをいたします。

事業の目的・効果の中に「嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例」、これはたしか議員提案でつくられた条例だと思いますけれども、今までこの条例に対しての事業という

のがなかなかなかつた中で、今回大事な事業をやつとされているのかなと思いますけれども、また子育て未来課と同じような質問をしますけれども、図書カードは、いわゆる全国どこでも使える図書カードという認識で大丈夫でしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

図書カードにつきましては、子育て未来課と同じく全国共通の図書カードでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

これはやっぱり市内の本を売られている事業者さんで使ってもらうような方策、政策を執行するに当たっての対策を何か取られるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

その答弁につきましては子育て未来課の答弁と重なりますけれども、特だって市内の事業者にということはしてはおりません。ただし、図書カードを購入するに当たっては市内の事業者からの購入を予定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

分かりました。そういう意味であれば、図書事業者に関してはちゃんと経済的にも回っていくということで理解をしました。ありがとうございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

読書のことについてお尋ねをします。

さきに議員とかたろう会を7コミュニティで行いましたけれども、その中でも御意見がありました。「嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例」というのがあるけれども、何も効果は出でていないし、何かやったことはありますかというようなお尋ねがありましたけれ

ども、何とも答えることができませんでした。それで今回、こういうふうにして予算をつけてもらったのは非常によかったですかなと思っております。

それで、約1,000万円が子どもたち、小学生、中学生に渡るということであるならば、先ほどの未就学児は親さんがほとんど関係してくるかと思いますけれども、子どもたち、小学生、中学生ぐらいになったら、ある程度自分が読みたい本とか、こういう本があったらなというのがあると思います。学校のほうで全部されるかと思いますけれども、学校には図書館主任さんとか、司書さんがおられますので、そこら辺で、せっかくこの1,000万円の効果を出すためには、子どもたちに読んでもらいたい推薦図書50冊とか、低・中・高学年に合わせたような本を紹介するようなことは教育委員会としては考えておられないか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

推薦図書でございますが、日頃から、こういった本をどうぞというのは図書館だよりなどにも掲載を毎月行っております。そういうものを参考として、子どもたちが自分で考えて、自分が読みたい本を選んで購入をしていただけることを願ってのこの事業としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今回は各子どもたちへの図書カードということでしたけれども、先ほど市長が言われていたように、読書の習慣をつけるために、来年度以降は図書費の充実、学校の図書館及び市の図書館においての図書の蔵書の充実をお願いして終わります。よかったです市長お答えできたらお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

この、いわゆる読書条例ですね、議会のほうからもつくっていただいて。対応する事業がないというふうな御指摘も受けましたけど、今年は嬉野市出身の作家の愛野史香さんをお招きしたトークショーを行いまして、ビブリオ、いわゆる書評ですね。本をお勧めする、そういうのを佐賀之書店という、これも大衆文学で、佐賀大衆文学賞を皮切りに今活躍をされていらっしゃる今村翔吾さんが佐賀に本屋の文化を残すためにつくった本屋でありますけれど

も、そこの書店の本間さんとうちの司書さんと3人でトークショーを開いて、結構、近隣のまちからおいでいただいているということありますので、これ自体はもっとPRをしていきながら、皆さんにもやっているというふうに認知していただけるような努力は必要かなというふうに思っております。

その上で、今後のことということありますので、本当に今いろんな形で学校図書の寄贈等もいただいたりとかもしていますが、我々としても、今後、塩田庁舎の利活用の中で図書館機能の強化も一つの柱として、打ち出しております。

これは、基本計画については12月議会で議決をいただくことになっておりますが、そういった中で、いろんな本に触れる機会の創出というものを意識するための予算立てというものはしっかりとしていくたいと思いますし、繰り返しになりますが、子どもに関する本に触れる機会の創出ということで、今回の事業を恒久化できるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

関連ありますか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ちょっと確認だけをさせていただきます。

主要な事業の説明書の6ページですけれども、児童・生徒の対象者が1,990人とあります。それで、郵送料（簡易書留）が4万5,000円ということですけれども、一人一人に簡易書留で郵送するということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

市内の小・中学校に在籍をしている子どもたちに対しましては、学校を介して配布の予定でございます。簡易書留を利用して郵送をいたしますのは、それ以外の支援学校ですか、武雄のほうの県立学校に通われているお子さんなどに郵送を予定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。では、1,990人のうちの郵送される件数が分かれば教えてください。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

今のこの積算の基準といたしましては、一応80件を郵送と考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに関連、ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それ以外で何か質問のある方。よろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかにないようですので、これで10款についての質疑を終わります。

これで議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を終わります。

日程第6. 討論・採決を行います。

これより議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

討論ありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田です。議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。

まず、今回の臨時会において多くの事業の提案がなされました。そのことについても、これまでにない臨時会の提案だったと思います。その中で、提案された事業の質疑をお聞きしまして、多くの課題が感じられました。また、歳入のところで担当課長が言われましたように、12月議会の中でも間に合う事業もあるという答弁もございました。

それで、私も質疑の中で、市民全体への支援ができるのか。例えば、水道基本料金の支援や給食費、今年度の全額無償化、無償にすることとか、いろいろ政策としてはよかつたかと思います。

それで、今回12月議会でもう一度精査をしていただきたい、タイムリミットがあるということをおっしゃられました。ですので、そこに間に合うような事業をもう一度、市民全体に対して支援ができるように考えていただきたいと思います。

今回提案された図書カードについて、私もその事業に対しては本当に今後子どもたちには必要だと思いますので、来年度別の予算で政策として提案していただきたいと思います。よって、12月議会で追加議案でもよろしいので、改めて提案していただきたいと思います。

今回のいろいろな事業を見ても、質疑で申しましたけれども、本当に選挙前のばらまきにしか私は感じられません。よって、今回の議案に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

反対討論。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。私は、議案第61号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、反対の立場で討論させていただきます。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対しては、市の、ただいま議論していただいた、当市に対する行き渡る救済施策とは言い難いと思います。あらゆる事業主、農業、商工業、また一般家庭、高齢者並びに子育て家庭、全ての国民並びに市民が救済を必要としております。この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国の交付金であります。嬉野市全市民の安心並びに安寧につながる施策をすべきだと私は考えております。しかし、その偏ったと言うと失礼でありますけど、全市民に行き渡るような施策ではないと感じましたので、以上、反対の立場で意見を言わせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

私は、議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今、お二方の議員さんから反対の討論がございました。この地方創生臨時交付金、いわゆる物価高騰、物価高に対する国支援策として、地方創生、これは交付金、使い道としては、地方でそこそこに合った——それは全国的にメニューはあるわけですが、そのメニューに沿って、そこそこに合ったメニューで支援をしてくださいと。先ほどお二方が申された、全部に行き渡る、これは国がやる仕事です。ガソリン税、いろんな意味で今、全国的にこの物価高に対する支援策として、国は国民に対してどういうふうに考えるか、それを一生懸命、今、練っている段階。そこで、地方としては地方に合った地方創生の交付金を、そのメニューに沿って物価高対策に対応してくださいというのがこの交付金です。市長もおっしゃいましたけれども、そういう中でピンポイント的に、今非常に嬉野の困っている産業に対して、市民に対して、産業に対して支援をしていきますよというのが今回のメニューだろうというふうに思います。

ですから、私はそういう意味でこの議案に対して賛成の——皆さん方の本当に良識ある賛

否をお願いしたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

議案第61号について採決をいたします。

議案第61号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

[押しボタン式投票]

投票を締切れます。賛成多数であります。したがって、議案第61号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）については可決をいたしました。

以上で本臨時会に提出されました案件の質疑、討論・採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました議案について、条項、字句、数字、その他の整理をするものについては、嬉野市議会規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 辻 浩一

署名議員 水山洋輔

署名議員 大串友則

署名議員 古川英子